

平成27年3月24日

平成27年  
第1回野洲市議会定例会  
発 議 書

野 洲 市 議 会

発議第1号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

## **野洲市議会基本条例の一部を改正する条例**

野洲市議会基本条例（平成22年野洲市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市民が議会の活動に参加できる懇談会、議会報告会等を開催し、議会及び議員の政策立案の能力を強化することにより、政策提案の拡大」を「市民の多様な意見及び提言を把握し、政策立案その他の活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実」に改める。

### **付 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

発議第2号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

**野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例**

野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

**付 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。